

参考配布

平成 25 年 12 月 12 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当)課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5325)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、福島労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、福島労働局が配布した資料です。



福島労働局発表
平成 25 年 12 月 12 日

担
当

福島労働局職業安定部需給調整事業室
需給調整事業室長 岩見竹志
需給調整事業室長補佐 江川智明
電話 024-529-5746

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

福島労働局（局長 河合智則）は、下記のとおり労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）及び職業安定法に違反した一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主（注）に対して、本日、労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

被処分派遣元事業主

名 称	株式会社 エイブル
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 佐藤順英
所 在 地	双葉郡大熊町大字夫沢字中央台 551-6
許可に関する事項	許可年月日 平成 13 年 2 月 1 日 許可番号 般 07-100002 （一般派遣元事業主）
処 分	労働者派遣事業改善命令（詳細は別紙のとおり）

（注）派遣元事業主とは、一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主をいう。

- ・ 特定派遣元事業主は、常時雇用される労働者のみを派遣する労働者派遣事業を行う事業主をいう。（届出制）
- ・ 一般派遣元事業主は、特定派遣事業以外の労働者派遣事業を行う事業主をいい、常時雇用される労働者だけでなく、登録している労働者を短期的に雇用して派遣を行うことができる事業主をいう。（許可制）

参考資料の条文 労働者派遣法第二条、第二十三条 第四十九条参照。

添付資料：参考資料 1（事案概要図）

参考資料 2（労働者派遣法（抄）、職業安定法（抄））

株式会社エイブルに対する労働者派遣法第 49 条 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令について

1 改善命令の内容

- (1) 労働者派遣事業並びに請負契約及び出向契約に基づく事業について、労働者派遣法及び職業安定法等労働に関する法令に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

労働者派遣法第 24 条の 2

職業安定法第 44 条

- (2) 下記 2「処分理由」の事項について、発生の経過を明らかにした上で原因を究明すること。また、再発防止のための対策について明らかにすること。
- (3) 全社にわたり確実な方法により、労働者派遣法及び職業安定法等労働に関する法令について遵法体制の整備を図ること。
- (4) 上記(1)から(3)に係る総点検、是正状況、発生の経緯、原因及び再発防止策、遵法体制の整備状況等について、福島労働局あて平成 26 年 2 月 14 日までに書面により報告すること。

2 処分理由

株式会社エイブルについて、平成 23 年 7 月 27 日から平成 23 年 12 月 28 日までの間、茨城県内で行われた発電所定期検査工事において

- (1) 労働者派遣法第 24 条の 2 (派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止) に違反して、一般労働者派遣事業若しくは特定労働者派遣事業を行う事業主でない事業主 4 社から、延べ 643.5 人日 (実数 8 名) の労働者派遣の役務の提供を受けたこと。
- (2) 職業安定法第 44 条 (労働者供給事業の禁止) に違反して、エイブルは直接請負契約関係にあった事業主 2 社から、当該事業主 2 社以外の事業主に雇用されている労働者延べ 407.5 人日 (実数 6 名) の労働者供給の役務の提供を受けたこと。

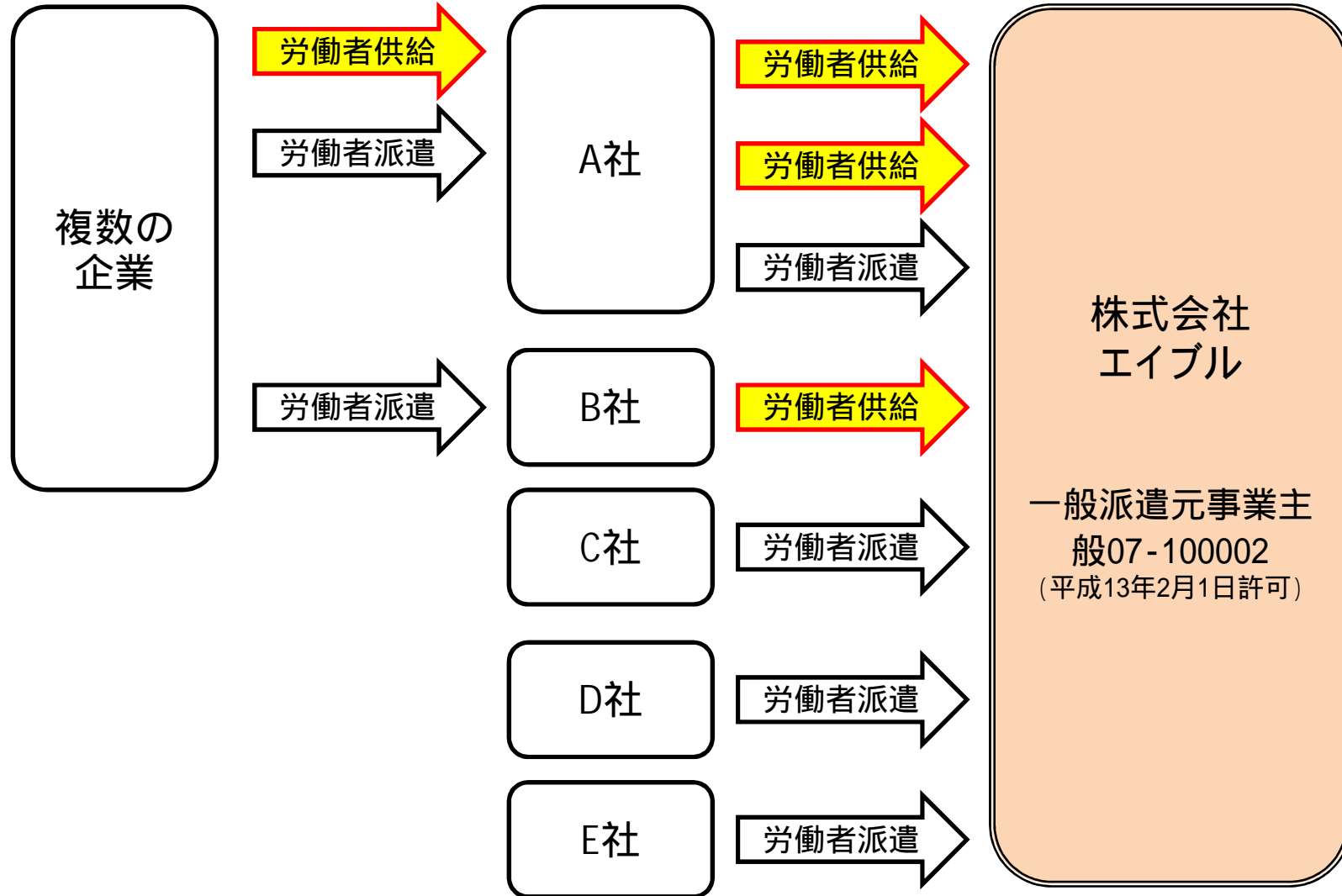
3 処分年月日

平成 25 年 12 月 12 日

事案概要図

更に下位の下請会社

下請会社



参考資料 2

労働者派遣法（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。
- 五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 六 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「一般派遣元事業主」という。）又は第十六条第一項の規定により届出書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始又は開始後に、（以下略）

（一般労働者派遣事業の許可）

第五条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（特定労働者派遣事業の届出）

第十六条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（事業報告等）

第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止）

第二十四条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

（改善命令等）

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）

第五十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣法施行規則

第五十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その

他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 ~ 三 (略)

四 法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令

職業安定法 (抄)

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(罰則)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 ~ 八 (略)

九 第四十四の規定に違反した者